

家畜伝染病予防法の「病原体の所持に関する措置」に基づく、
病原体取扱施設における、施設の基準、使用の基準及び運搬の基準一覧

R3.11.19一部修正

取扱施設の基準

1-1 重点管理家畜伝染病病原体

第56条の8

	取扱施設		
	実験室	検査室	製造施設
一 管理区域	○	○	○
二 保管庫（実験室等内）	○	○	○
三 実験室等の設備			
イ 内部構造	○	○	○
ロ 安全キャビネット	○	○	△
ハ 前室			
（1）出入口の構造	○	○	○
（2）シャワー室（インターロック付）	○	○	○
（3）排水設備（滅菌等機能）	○	○	○
ニ（1）給気設備（1以上へパフィルター付）	○	○	○
（2）排気設備（1以上へパフィルター付）	○	○	○
（3）排水設備（滅菌等機能）	○	○	○
ホ 鍵	○	○	○
ヘ 陰圧構造	○	○	○
四 動物の使用			
イ 飼育設備（アイソレーター内または排気口付近）	○	○	○
ロ 焼却炉（取扱施設内）	○	○	○
五 滅菌等設備（実験室等内）	○	○	○
六 非常用予備電源設備（取扱施設内）	○	○	○
七 稼働状況の確認装置（監視者付）	○	○	○
八 定期点検	○	○	○

実験室等：実験室、検査室及び製造施設

△ 病原体の拡散防止措置

使用の基準

1-2 重点管理家畜伝染病病原体

第56条の24第1項

	取扱施設		
	実験室	検査室	製造施設
一 衣服①・防護具の着用（前室内）	○	○	○
二 衣服①・防護具で作業	○	○	○
三 安全キャビネットの使用	○	○	—
四 飲食等の禁止	○	○	○
五 衣服①・防護具の脱衣（前室内）	○	○	○
滅菌等設備による滅菌等（実験室等内）	○	○	○
六 体表の汚染除去（前室のシャワー室）	○	○	○
七 排気の排気設備による滅菌等（実験室等内）	○	○	○
八 汚染排水の排水設備・滅菌等設備による滅菌等（実験室等・前室内）	○	○	○
九 汚染物品の滅菌等設備による滅菌等（実験室等内）	○	○	○
十 感受性動物との接触の禁止	○	○	○
十一 無関係の動物の持込みの禁止	○	○	○
十二 動物の使用			
イ 病原体取扱主任者の立入りの許可	○	○	○
ロ 使用動物の持出しの禁止	○	○	○
ハ 使用動物の死体の滅菌等設備による滅菌等（実験室等内）	○	○	○
使用動物の死体の焼却炉による焼却（取扱施設内）	○	○	○
ニ 衣服①・防護具・飼育設備の洗浄前の汚染除去	○	○	○
ホ 節足動物・げっ歯類の侵入防止	○	○	○
十三 標識（実験室等の前室の出入口）	○	○	○
十四 許可所持者・病原体取扱主任者の管理区域への立入りの許可	○	○	○

衣服①：専用の衣服（実験室等に立ち入る者が着用する全ての衣服）

取扱施設の基準

2-1 要管理家畜伝染病病原体

第56条の9第1項

	取扱施設			
	実験室	検査室		製造施設
		動物非使用	動物使用	
一 管理区域	○	○	○	○
二 保管庫（実験室等内または保管施設内）	○	○	○	○
三 実験室等の設備				
イ 内部構造	○	○	○	○
ロ 安全キャビネット	○	○	○	△
ハ 前室				
(1) 出入口の構造	○	—	○	○
(2) インターロック	○	—	○	○
ニ 排気設備				
(1) 空気の流れ	○	—	○	○
(2) ー以上ヘパフィルター	○	—	○	○
(3) 稼働状況の確認装置	○	—	○	○
ホ 手洗い設備	○	○	○	○
ヘ 鍵	○	○	○	○
ト 密閉構造	○	○	○	○
四 動物の使用				
イ 飼育設備（アイソレーター内または排気口付近）	○	/	○	○
ロ 焼却炉（取扱施設内）	○		○	○
ハ シャワー室（前室内）	○		○	○
五 滅菌等設備（実験室等内）	○	○	○	○
六 非常用予備電源設備（取扱施設内）	○	—	○	○
七 定期点検	○	○	○	○

実験室等：実験室、検査室及び製造施設

△ 病原体の拡散防止措置

取扱施設の基準

2-2 要管理家畜伝染病病原体（L P A I 及び牛痘（弱毒株）・動物非使用）

第56条の9第2項

	取扱施設		
	実験室	検査室	製造施設
		動物非使用	
一 管理区域	○	○	○
二 保管庫（実験室等内または保管施設内）	○	○	○
三 実験室等の設備			
イ 内部構造	○	○	○
ロ 安全キャビネット	○	○	△
ハ 前室			
（1）出入口の構造	—	—	—
（2）インターロック	—	—	—
ニ 排気設備			
（1）空気の流れ	—	—	—
（2）—以上へパフィルター	—	—	—
（3）稼働状況の確認装置	—	—	—
ホ 手洗い設備	○	○	○
ヘ 鍵	○	○	○
ト 密閉構造	—	—	—
四 動物の使用			
イ 飼育設備（アイソレーター内または排気口付近）	/	/	/
ロ 焼却炉（取扱施設内）	/	/	/
ハ シャワー室（前室内）	/	/	/
五 滅菌等設備（取扱施設内）	○	○	○
六 非常用予備電源設備（取扱施設内）	—	—	—
七 定期点検	○	○	○

実験室等：実験室、検査室及び製造施設

△ 病原体の拡散防止措置

取扱施設の基準

2-3 要管理家畜伝染病病原体（病原性を確認済みのL P A I ・鳥類以外の動物使用）

第56条の9第3項

	取扱施設		
	実験室	検査室 動物使用	製造施設
一 管理区域	○	○	○
二 保管庫（実験室等内または保管施設内）	○	○	○
三 実験室等の設備			
イ 内部構造	○	○	○
ロ 安全キャビネット	○	○	△
ハ 前室			
（1）出入口の構造	—	—	—
（2）インターロック	—	—	—
ニ 排気設備or飼育設備（アイソレーター内）			
（1）空気の流れ	○	○	○
（2）—以上へパフィルター	○	○	○
（3）稼働状況の確認装置	○	○	○
ホ 手洗い設備	○	○	○
ヘ 鍵	○	○	○
ト 密閉構造	—	—	—
四 動物の使用			
イ 飼育設備（アイソレーター内または排気口付近）	—	—	—
ロ 焼却炉（取扱施設内）	—	—	—
ハ シャワー室（前室内）	—	—	—
五 滅菌等設備（取扱施設内）	○	○	○
六 非常用予備電源設備（取扱施設内）	—	—	—
七 定期点検	○	○	○

実験室等：実験室、検査室及び製造施設

△ 病原体の拡散防止措置

取扱施設の基準

2-4 要管理家畜伝染病病原体（病原性を確認済みのLPAAI・鳥類使用）

第56条の9第4項

	取扱施設		
	実験室	検査室 動物使用	製造施設
一 管理区域	○	○	○
二 保管庫（実験室等内または保管施設内）	○	○	○
三 実験室等の設備			
イ 内部構造	○	○	○
ロ 安全キャビネット	○	○	△
ハ 前室			
（1）出入口の構造	—	—	—
（2）インターロック	—	—	—
ニ 排気設備			
（1）空気の流れ	—	—	—
（2）—以上へパフィルター	—	—	—
（3）稼働状況の確認装置	—	—	—
ホ 手洗い設備	○	○	○
ヘ 鍵	○	○	○
ト 密閉構造	—	—	—
四 動物の使用			
イ 飼育設備（アイソレーター内または排気口付近）	—	—	—
ロ 焼却炉（取扱施設内）	—	—	—
ハ シャワー室（前室内）	—	—	—
五 滅菌等設備（取扱施設内）	○	○	○
六 非常用予備電源設備（取扱施設内）	—	—	—
七 定期点検	○	○	○

実験室等：実験室、検査室及び製造施設

△ 病原体の拡散防止措置

この表は以下の要件に該当するものに限り適用

- 1 飼育設備をアイソレーター内または安全キャビネット内に設ける施設
- 2 アイソレーター内または安全キャビネット内において鳥類に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する施設

使用の基準

2-5 要管理家畜伝染病病原体

第56条の24第2項

	取扱施設			
	実験室	検査室		製造施設
		動物非使用	動物使用	
一 衣服②・防護具の着用（前室内）	○	—		○
衣服①・防護具の着用（前室内）（動物使用）	○		○	○
二 衣服・防護具で作業	○	○	○	○
三 安全キャビネットの使用	○	○	○	—
四 飲食等の禁止	○	○	○	○
五 衣服・防護具の脱衣（前室内）	○	△1	○	○
滅菌等設備による滅菌等（実験室等内）	○	○	○	○
六 手洗い設備による洗浄（実験室等内）	○	○	○	○
七 排気の排気設備による滅菌等（実験室等内）	○	—	○	○
八 汚染排水の滅菌等設備による滅菌等（実験室等内）	○	○	○	○
九 汚染物品の滅菌等設備による滅菌等（実験室等内）	○	○	○	○
十 無関係の動物の持込みの禁止	○	○	○	○
十一 動物の使用				
イ 病原体取扱主任者の立入りの許可	○	/	○	○
ロ 使用動物の持出しの禁止	○		○	○
ハ 使用動物の死体の滅菌等設備による滅菌等（実験室等内）	○		○	○
使用動物の死体の焼却炉による焼却（取扱施設内）	○		○	○
ニ 体表の汚染除去（前室のシャワー室）	○		○	○
ホ 衣服①・防護具・飼育設備の洗浄前の汚染除去	○		○	○
ヘ 節足動物・げっ歯類の侵入防止	○		○	○
十二 標識（実験室等の前室の出入口）	○	△2	○	○
十三 管理区域への立入りの制限	○	○	○	○

△1 衣服・防護具の脱衣（実験室等内）

△2 標識（実験室等の出入口）

衣服①：専用の衣服（実験室等に立ち入る者が着用する全ての衣服）

衣服②：専用の衣服（実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する全ての衣服）

使用の基準

2-6 要管理家畜伝染病病原体（L P A I 及び牛疫（弱毒株）・動物非使用）

第56条の24第3項

	取扱施設		
	実験室	検査室 動物非使用	製造施設
一 衣服②・防護具で作業	○	○	○
二 安全キャビネットの使用	○	○	—
三 飲食等の禁止	○	○	○
四 衣服・防護具の脱衣（実験室等内）	○	○	○
滅菌等設備による滅菌等（実験室等内）	○	○	○
五 手洗い設備による洗浄（実験室等内）	○	○	○
六 排気の排気設備による滅菌等（実験室等内）			
七 汚染排水の密封容器による持出し（実験室等内）	○	○	○
汚染排水の滅菌等設備による滅菌等（取扱施設内）	○	○	○
八 汚染物品の密封容器による持出し（実験室等内）	○	○	○
汚染物品の滅菌等設備による滅菌等（取扱施設内）	○	○	○
九 無関係の動物の持込みの禁止	○	○	○
十 動物の使用			
イ 病原体取扱主任者の立入りの許可			
ロ 窓の閉鎖			
ハ 使用動物の持出しの禁止			
ニ 使用動物の死体の密封容器による持出し			
使用動物の死体の滅菌等設備による滅菌等（取扱施設内）			
使用動物の死体の焼却			
ホ 衣服②・防護具・飼育設備の洗浄前の汚染除去			
ヘ 節足動物・げっ歯類の侵入防止			
十二 標識（実験室等の出入口）	○	○	○
十三 管理区域への立入りの制限	○	○	○

衣服②：専用の衣服（実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する全ての衣服）

使用の基準

2-7 要管理家畜伝染病病原体（病原性を確認済みのL P A I ・鳥類以外の動物使用）

第56条の24第3項

	取扱施設		
	実験室	検査室 動物使用	製造施設
一 衣服②・防護具で作業	○	○	○
二 安全キャビネットの使用	○	○	—
三 飲食等の禁止	○	○	○
四 衣服・防護具の脱衣（実験室等内）	○	○	○
滅菌等設備による滅菌等（実験室等内）	○	○	○
五 手洗い設備による洗浄（実験室等内）	○	○	○
六 排気の排気設備による滅菌等（実験室等内）	△	△	△
七 汚染排水の密封容器による持出し（実験室等内）	○	○	○
汚染排水の滅菌等設備による滅菌等（取扱施設内）	○	○	○
八 汚染物品の密封容器による持出し（実験室等内）	○	○	○
汚染物品の滅菌等設備による滅菌等（取扱施設内）	○	○	○
九 無関係の動物の持込みの禁止	○	○	○
十 動物の使用			
イ 病原体取扱主任者の立入りの許可	○	○	○
ロ 窓の閉鎖	○	○	○
ハ 使用動物の持出しの禁止	○	○	○
ニ 使用動物の死体の密封容器による持出し	○	○	○
使用動物の死体の滅菌等設備による滅菌等（取扱施設内）	○	○	○
使用動物の死体の焼却	○	○	○
ホ 衣服②・防護具・飼育設備の洗浄前の汚染除去	○	○	○
ヘ 節足動物・げっ歯類の侵入防止	○	○	○
十二 標識（実験室等の出入口）	○	○	○
十三 管理区域への立入りの制限	○	○	○

衣服②：専用の衣服（実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する全ての衣服）

△ 排気設備を設けている場合

使用の基準

2-8 要管理家畜伝染病病原体（病原性を確認済みのL P A I ・鳥類使用）

第56条の24第3項

	取扱施設		
	実験室	検査室 動物使用	製造施設
一 衣服②・防護具で作業	○	○	○
二 安全キャビネットの使用	○	○	—
三 飲食等の禁止	○	○	○
四 衣服・防護具の脱衣（実験室等内）	○	○	○
滅菌等設備による滅菌等（実験室等内）	○	○	○
五 手洗い設備による洗浄（実験室等内）	○	○	○
六 排気の排気設備による滅菌等（実験室等内）			
七 汚染排水の密封容器による持出し（実験室等内）	○	○	○
汚染排水の滅菌等設備による滅菌等（取扱施設内）	○	○	○
八 汚染物品の密封容器による持出し（実験室等内）	○	○	○
汚染物品の滅菌等設備による滅菌等（取扱施設内）	○	○	○
九 無関係の動物の持込みの禁止	○	○	○
十 動物の使用			
イ 病原体取扱主任者の立入りの許可	○	○	○
ロ 窓の閉鎖	○	○	○
ハ 使用動物の持出しの禁止	○	○	○
ニ 使用動物の死体の密封容器による持出し	○	○	○
使用動物の死体の滅菌等設備による滅菌等（取扱施設内）	○	○	○
使用動物の死体の焼却	○	○	○
ホ 衣服②・防護具・飼育設備の洗浄前の汚染除去	○	○	○
ヘ 節足動物・げっ歯類の侵入防止	○	○	○
十二 標識（実験室等の出入口）	○	○	○
十三 管理区域への立入りの制限	○	○	○

衣服②：専用の衣服（実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する全ての衣服）

取扱施設の基準

3-1 届出伝染病等病原体

第56条の3 2 第1項

	取扱施設		
	実験室	検査室	製造施設
一 管理区域	○	○	○
二 保管庫（実験室等内または保管施設内）	○	○	○
三 実験室等の設備			
イ 内部構造	○	○	○
□ 安全キャビネット	○	○	△
ハ 手洗い設備	○	○	○
ニ 鍵	○	○	○
四 動物の使用			
イ 飼育設備（実験室内）	○	○	○
□ 排気設備または飼育設備（アイソレーター内）			
（1）空気の流れ	○	○	○
（2）ー以上へパフィルター	○	○	○
（3）稼働状況の確認装置	○	○	○
五 滅菌等設備（取扱施設内）	○	○	○
六 定期点検	○	○	○

実験室等：実験室、検査室及び製造施設

△ 病原体の拡散防止措置

使用の基準

3-2 届出伝染病等病原体

第56条の33第2項

	取扱施設		
	実験室	検査室	製造施設
一 衣服②・防護具で作業	○	○	○
二 安全キャビネットの使用	○	○	—
三 ドアの閉鎖	○	○	○
四 飲食等の禁止	○	○	○
五 衣服②・防護具の脱衣（実験室等内）	○	○	○
六 手洗い設備による洗浄（実験室等内）	○	○	○
七 汚染排水の密封容器による持出し（実験室等内）	○	○	○
汚染排水の滅菌等設備による滅菌等（取扱施設内）	○	○	○
八 汚染物品の密封容器による持出し（実験室等内）	○	○	○
汚染物品の滅菌等設備による滅菌等（取扱施設内）	○	○	○
九 無関係の動物の持込みの禁止	○	○	○
十 動物使用			
イ 病原体業務従事者の立入りの許可	○	○	○
ロ 窓の閉鎖	○	○	○
ハ 排気の排気設備による滅菌等（実験室等内）	△	△	△
ニ 使用動物の持出しの禁止	○	○	○
ホ 使用動物の死体の密封容器による持出し	○	○	○
使用動物の死体の滅菌等設備による滅菌等（取扱施設内）	○	○	○
使用動物の死体の焼却	○	○	○
ヘ 衣服②・防護具・飼育設備の洗浄前の汚染除去	○	○	○
ト 節足動物・げっ歯類の侵入防止	○	○	○
十一 標識（実験室等の出入口）	○	○	○
十二 管理区域への立入りの制限	○	○	○

衣服②：専用の衣服（実験室等に立ち入る者が着用している衣服の上から着用する全ての衣服）

△ 排気設備を設けている場合

運搬の基準

4-1 事業所外における運搬

第56条の25第1項～第3項

	家畜伝染病病原 原体	届出伝染病等 病原体
一 容器に入れて運搬	○	○
二 容器の基準		
イ 容易・安全な取扱い	○	○
ロ シールの貼付け	○	○
ハ 十分な強度・耐水性	○	○
ニ 温度の変化等によるき裂等の発生なし	○	○
ホ 第一次容器の基準	○	○
ヘ 第二次容器の強度基準	○	○
ト 外装容器の基準	○	○
チ 内装容器の強度基準①	○	○
リ 内装容器の強度基準②	○	○
ヌ 第一次容器の個別の包装（二以上の第一次容器の運搬）	○	○
ル 他の物の外装容器への収納の禁止	○	○
ヲ 吸収材・緩衝材の量（液状物質の運搬）	○	○
ワ 第一次容器の材質（環境以上の温度下の運搬）	○	○
カ 外装容器の支持物の設置（氷を入れて運搬）	○	○
コ 外装容器の支持物の設置（ドライアイスを入れて運搬）	○	○
ク 第一次容器・第二次容器の材質（液体窒素での運搬）	○	○
ケ 第一次容器の材質（凍結乾燥物質の運搬）	○	○
ソ 外装容器への項目リスト封入	○	○
三 容器の表面への標識等の貼付け	○	○
四 容器の車両等への積付け	○	○
五 運搬車における措置	△	—

△ 重点管理家畜伝染病病原体のみ適用

運搬の基準

4-2 事業所内における運搬

第56条の25第1項～第3項

	家畜伝染病病原体	届出伝染病等病原体
一 容器に入れて運搬	○	△
二 容器の基準		
イ 容易・安全な取扱い	○	○
ロ シールの貼付け	—	—
ハ 十分な強度・耐水性	○	○
ニ 温度の変化等によるき裂等の発生なし	○	○
ホ 第一次容器の基準	○	—
ヘ 第二次容器の強度基準	○	—
ト 外装容器の基準	—	—
チ 内装容器の強度基準①	—	—
リ 内装容器の強度基準②	—	—
ヌ 第一次容器の個別の包装（二以上の第一次容器の運搬）	○	—
ル 他の物の外装容器への収納の禁止	—	—
ヲ 吸収材・緩衝材の量（液状物質の運搬）	○	—
ワ 第一次容器の材質（環境以上の温度下の運搬）	○	—
カ 外装容器の支持物の設置（氷を入れて運搬）	—	—
コ 外装容器の支持物の設置（ドライアイスを入れて運搬）	○	—
ク 第一次容器・第二次容器の材質（液体窒素での運搬）	○	—
ケ 第一次容器の材質（凍結乾燥物質の運搬）	○	—
ソ 外装容器への項目リスト封入	—	—
三 容器の表面への標識等の貼付け	—	—
四 容器の車両等への積付け	○	○
五 運搬車における措置	—	—

△ 密封可能な容器に入れて運搬